



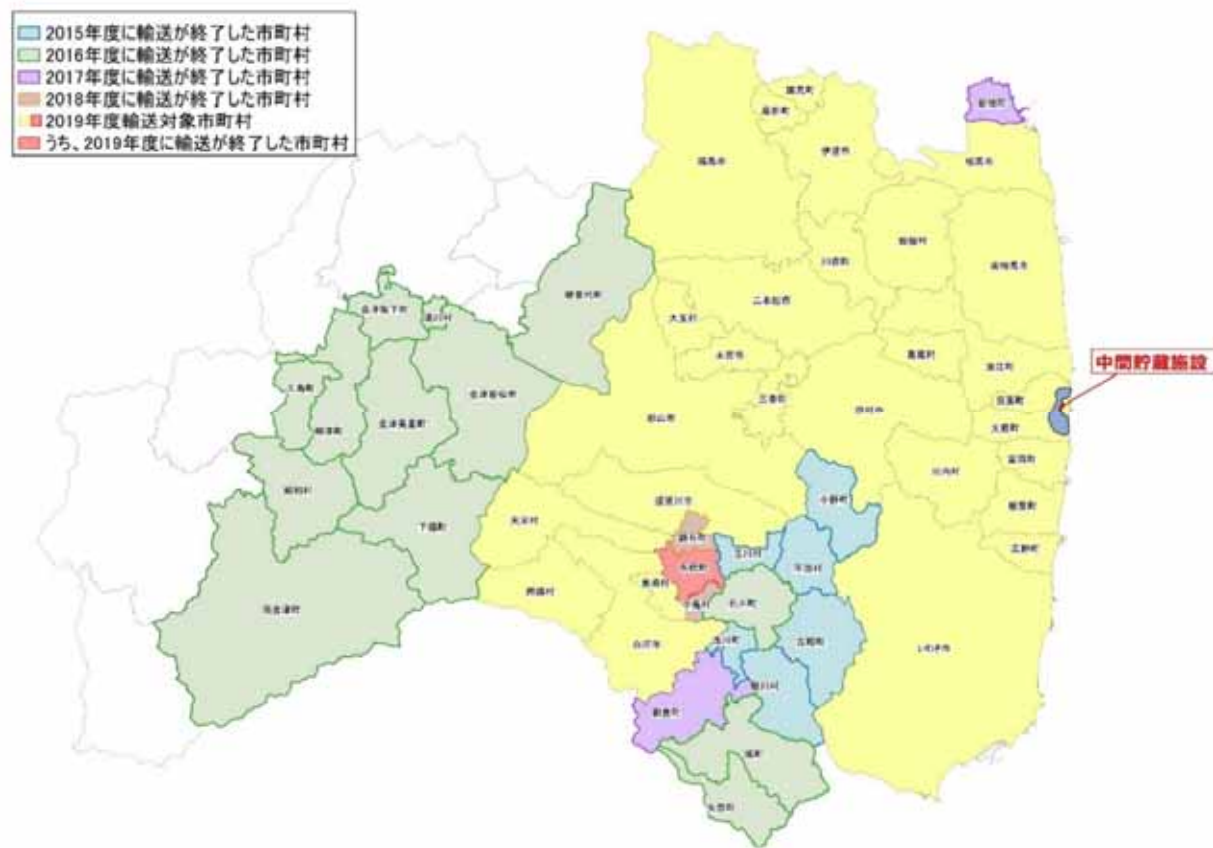
被災地の復興・再生に向けた 環境省の取組

2020年2月24日

環境省

中間貯蔵施設への輸送対象市町村の推移

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始し、既に会津地方や中通りの一部市町村からの輸送が完了。
現在、28市町村からの輸送を実施中。(2019年度:9月17日に矢吹町からの輸送完了)
- 輸送対象物量約1,400万 m^3 (2019年10月末時点。東京ドームの容積の11倍。)に対し、これまでに累積約600.0万 m^3 (約42.8%)の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した(2020年2月12日時点)。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。



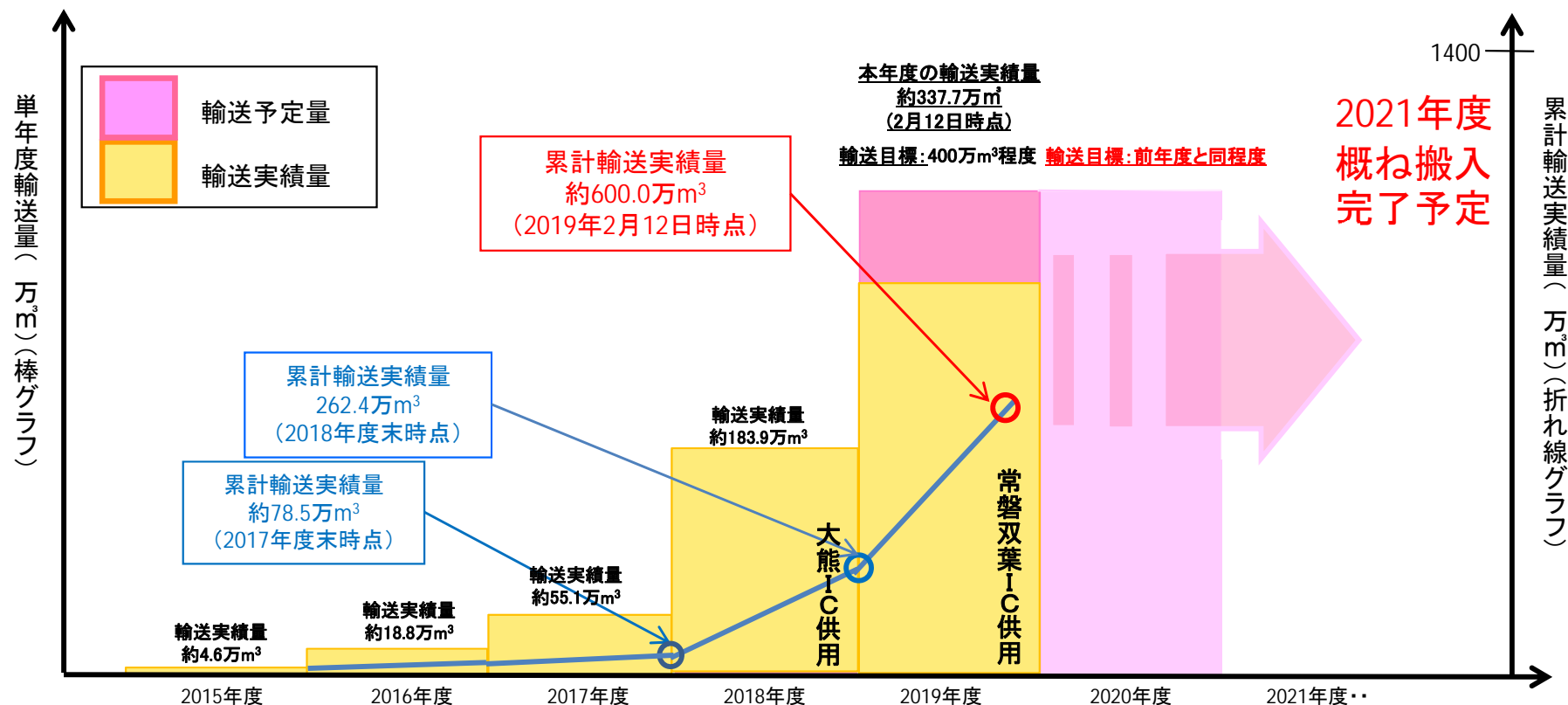
輸送車両の走行状況



中間貯蔵施設からゲートを通じて退域する輸送車両

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 輸送対象物量約1400万 m^3 (※)の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、**安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。** ※2019年10月時点
- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す。
- 2019年度は、400万 m^3 程度を輸送する。2020年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、**安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する。**



(出所) 2015～2019年度の輸送量実績並びに2019年度の中間貯蔵施設事業の方針及び2020年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した2019年度及び2020年度(予定値)の輸送量を追記。

仮置場等での保管について

- 除染によって生じた除去土壌等は、中間貯蔵施設に搬出されるまで、一時的な保管場所である仮置場等において安全に保管を実施。
- 福島県内においては、仮置場の約半数が解消され、現在は直轄除染で167箇所、市町村除染で551箇所の仮置場が存在。

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復



保管の状況



原状回復後

地権者等により、営農再開



(写真:二本松市提供)

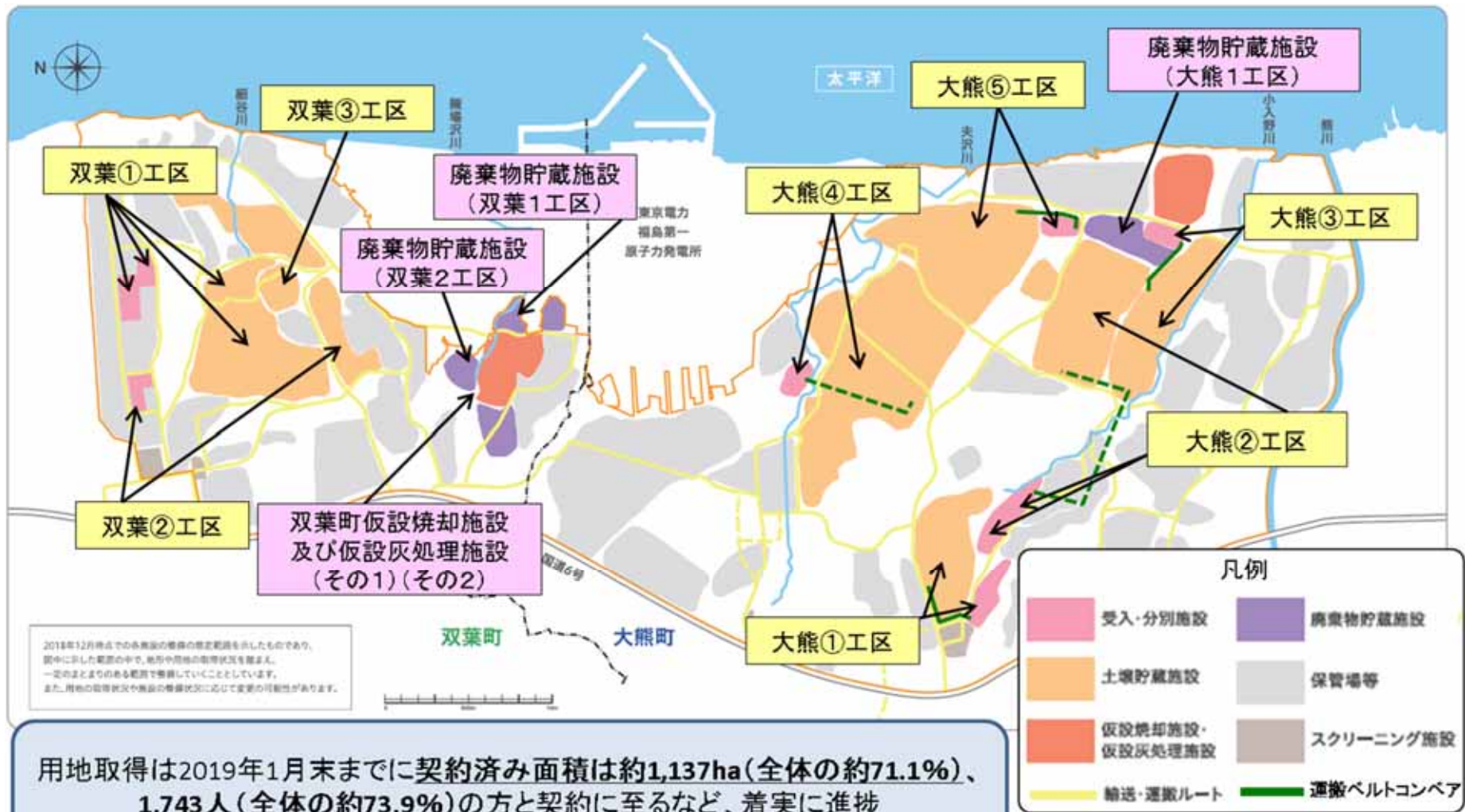
<福島県内の仮置場等の箇所数及び除去土壌等の数量(保管物数)>

	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量 (保管物数)
直轄除染 (2019年12月末時点)	167箇所 / 329箇所	-	約436万袋 / 約963万袋
市町村除染 (2019年9月末時点)	551箇所 / 1,003箇所	67,987箇所 / 190,675箇所	約438万 ³ m / 約694万 ³ m

分母の数値は、箇所数・保管物量の総数を示す
分子の数値は、箇所数、保管物量を示す
市町村除染の数値は福島県内分のみ (福島県公表資料に基づき作成)

中間貯蔵施設(施設の位置)

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 中間貯蔵開始後、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。
- 施設では、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等を貯蔵。

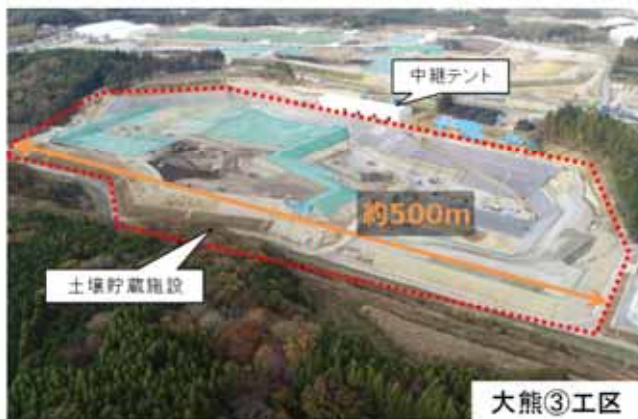


受入・分別施設の整備状況

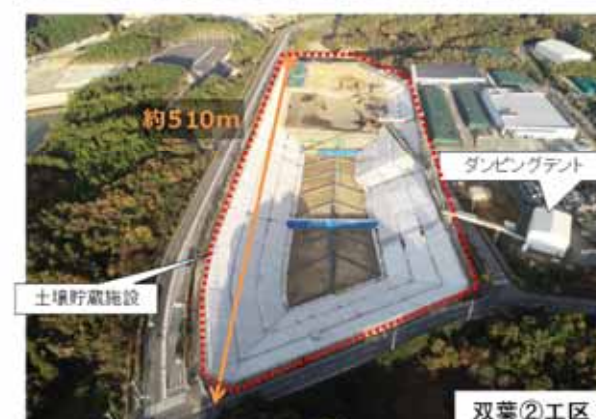


土壌貯蔵施設の整備状況

大熊町

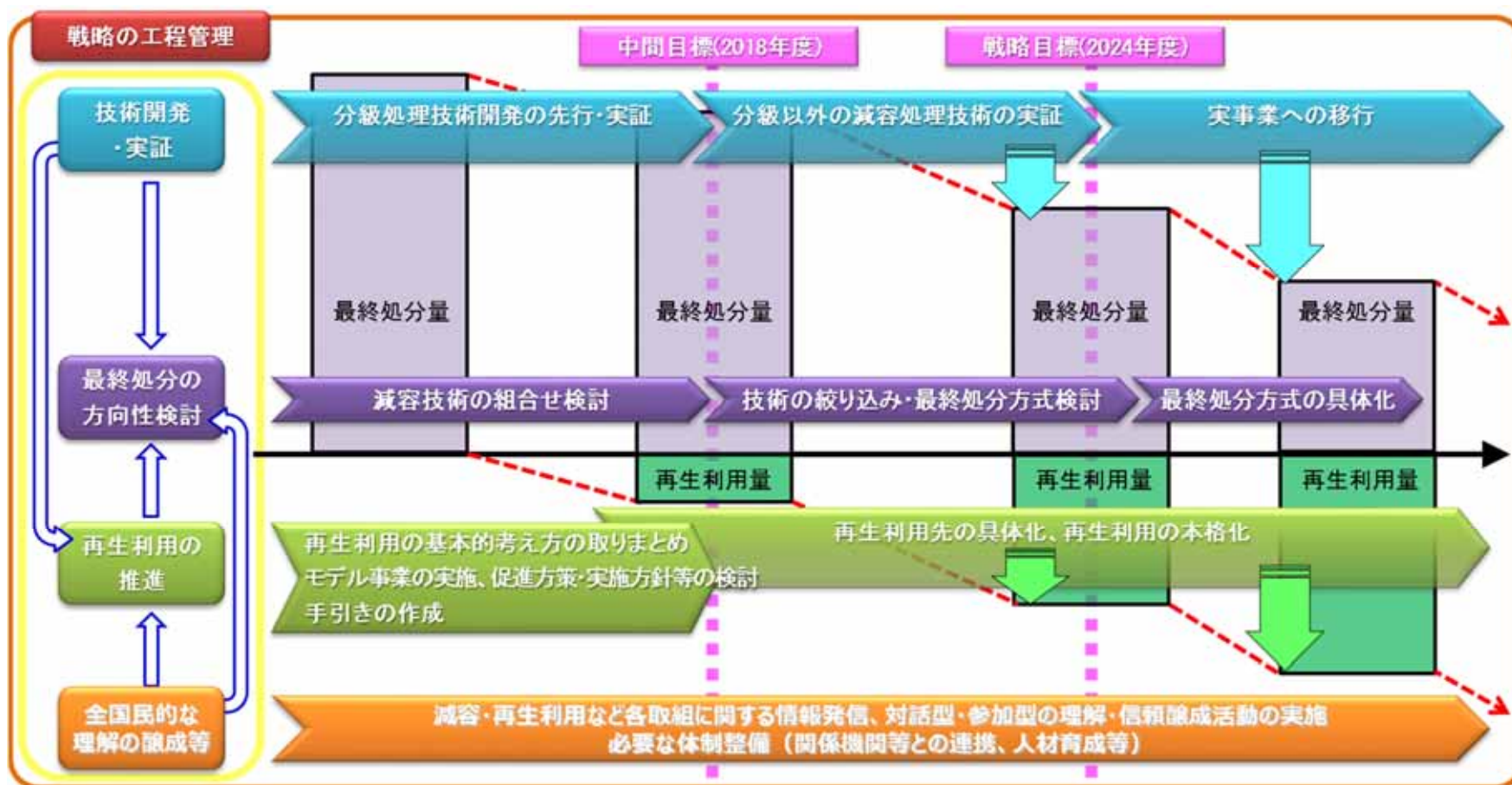


双葉町



減容・再生利用技術開発戦略及びこれまでの経緯

- 原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針において、「最終処分量を低減を図るため、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。」ことが定められている(2016年12月閣議決定)。
- 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめ(2016年4月)。
- 技術開発戦略の中間年度(2018年度)においては、中間目標の達成状況、それ以降の技術開発や再生利用の見通し等を総合的にレビューし、本戦略を見直しを行うとともに、再生資材を公共事業等で安全に取り扱う上での技術的な留意事項を整理した手引き(案)を提示(2019年3月)。



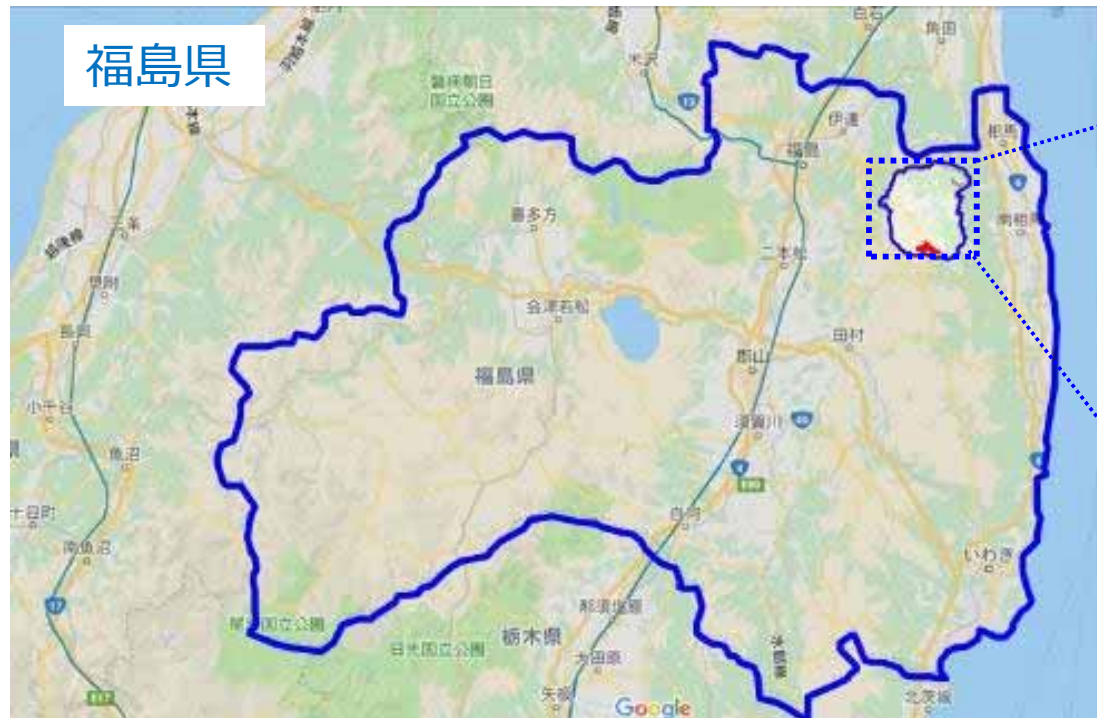
飯舘村における環境再生事業の概要①

◆事業の位置付け

飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成30年4月20日 内閣総理大臣認定）

…農の再生にあたっては、実証事業により安全性を確認したうえで、造成が可能な農用地等については、再生資材で盛土した上で覆土することで、農用地等の造成を行い、農用地等の利用促進を図ることとされている。

◆事業箇所図①



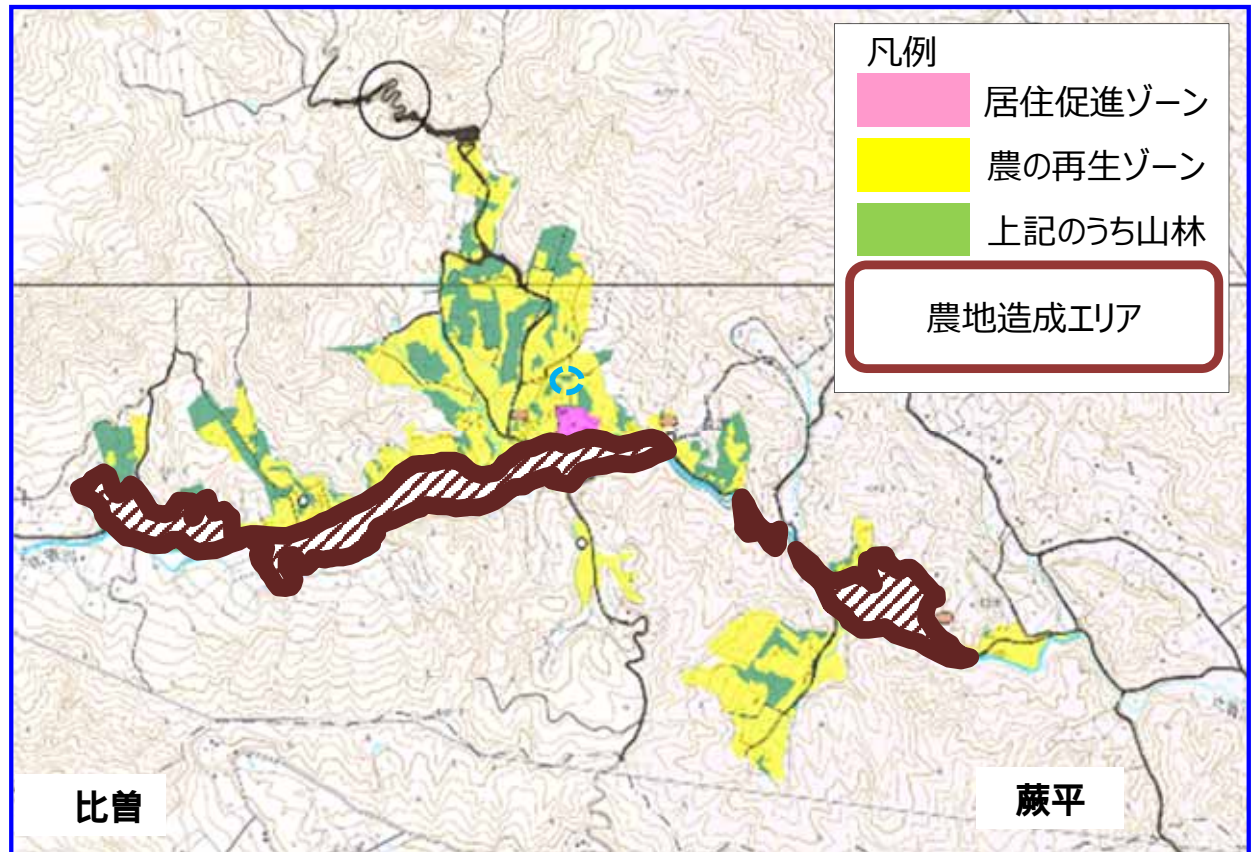
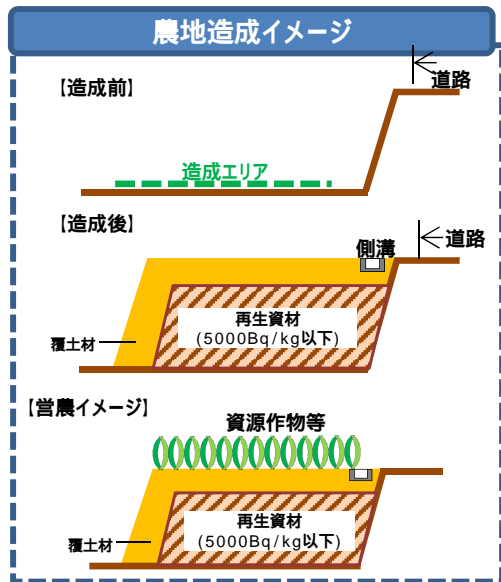
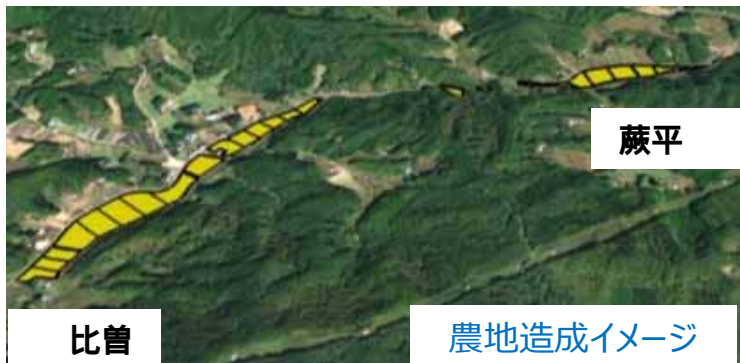
特定復興再生拠点

飯舘村における環境再生事業の概要②

◆事業の流れ

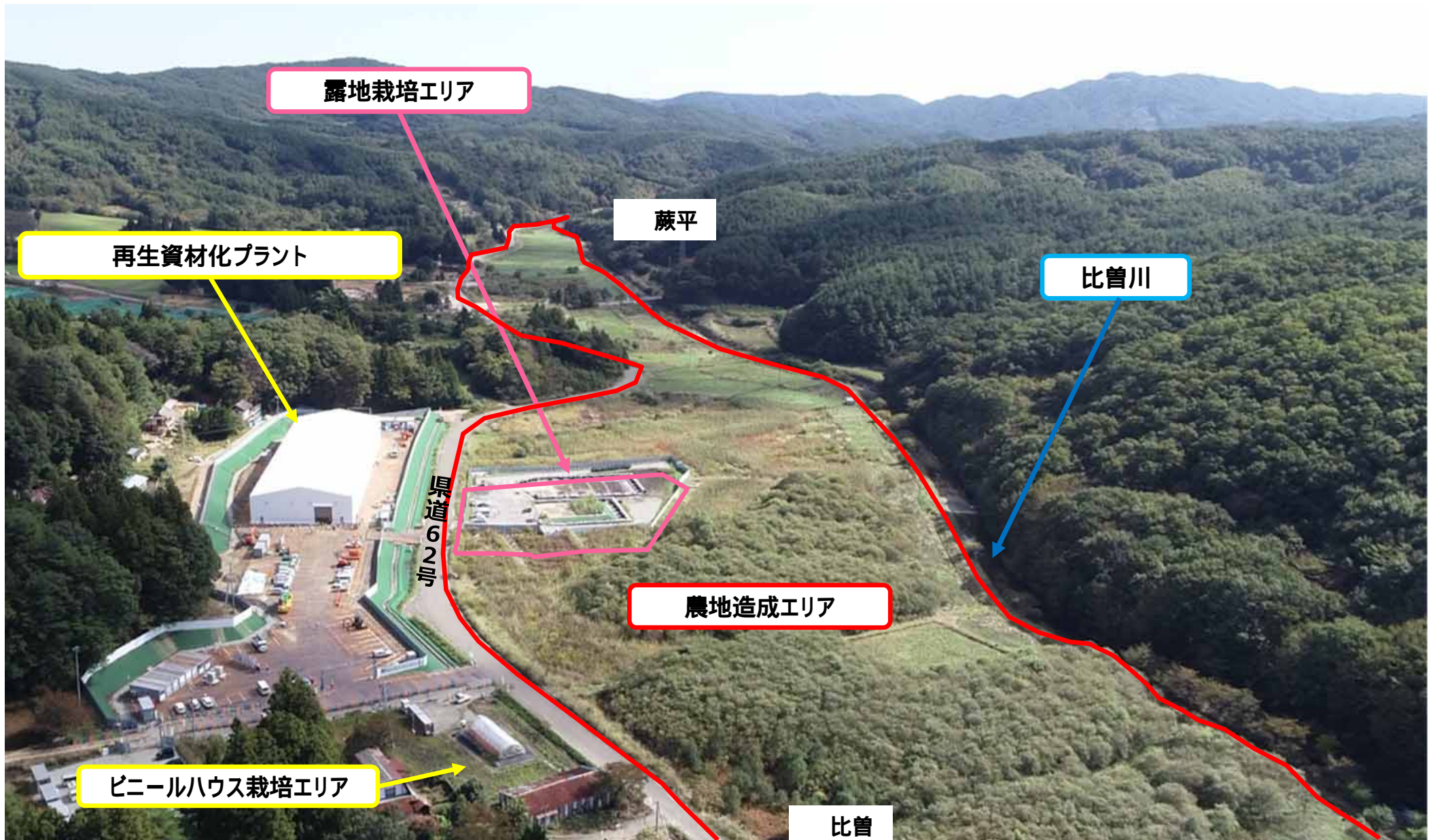


◆事業箇所図②



【整備規模】 農地造成エリア：3.4 ha（今後変更となる場合がある）※盛土量等については、今後の計画により具体化する。

飯舘村における環境再生事業の概要③



飯舘村における環境再生事業の概要④



再生資材化の様子 (2019年11月)



再生資材化プラント①
(実証事業用、解体済)

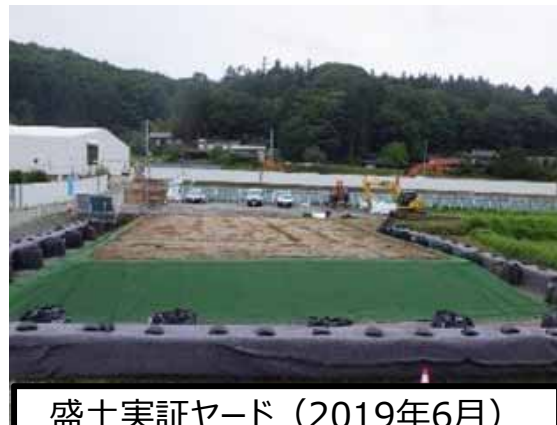
再生資材化プラント②
(実証事業用兼農地造成
事業用)

ビニールハウス栽培エリア

露地栽培エリア



ハウス内の状況 (2019年8月)



盛土実証ヤード (2019年6月)



露地栽培の状況 (2019年6月)

小泉大臣 飯舘村長泥地区視察、飯舘村長等との意見交換会

2020年2月9日に、小泉環境大臣が飯舘村長泥地区を視察した。

菅野^{かんの}村長、門馬^{もんま}副村長、嶋原^{しぎはら}区長を始めとする15名の住民と意見交換を行った。



実証事業で栽培した花を視察する小泉大臣
(写真中央)、菅野村長(写真左)、嶋原区長
(写真右)



小泉大臣(写真中央)との集合写真

管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに109,790袋搬入済み。(2020年1月末時点)
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

施設の概要

- 既存の管理型処分場(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を活用
- 富岡町に立地(搬入路は檜葉町)
- 地元との調整の結果、施設を国有化
- 最終処分場としての位置づけ

埋立対象物・搬入期間

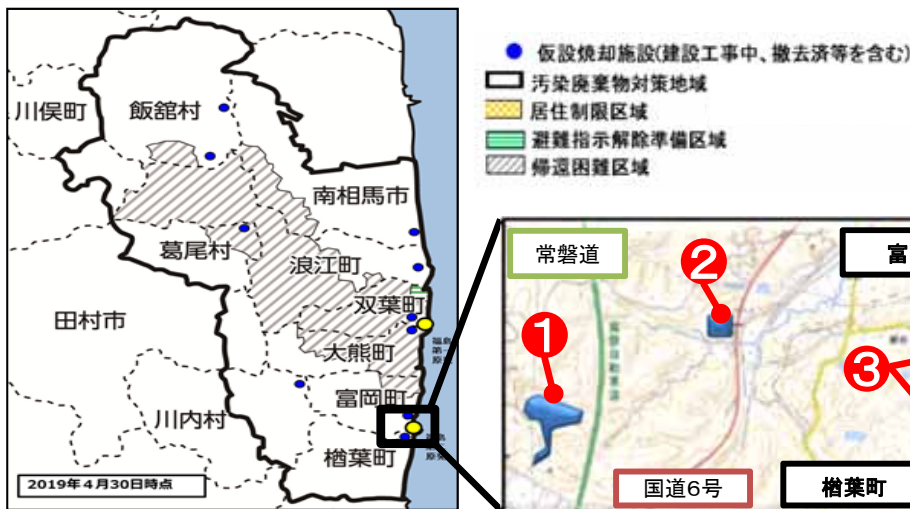
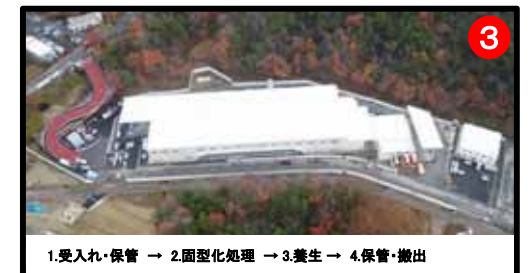
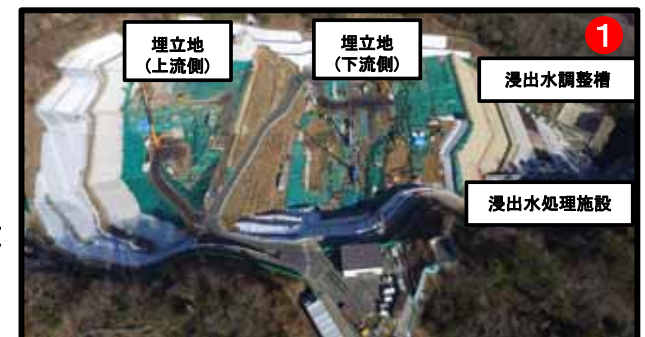
- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下): 約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下): 約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ: 約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入

これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・檜葉町に受入れを要請
- 2015.12.4 県・富岡町・檜葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働

関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物固型化処理施設



双葉工区仮設焼却施設及び仮設灰処理施設の状況

2020年3月運営開始予定



ヤード全景：2019年11月20日現在



仮設焼却施設：機器据付



仮設灰処理施設：機器据付

2020年3月運営開始予定



ヤード全景：2019年11月20日現在



仮設焼却施設：機器据付

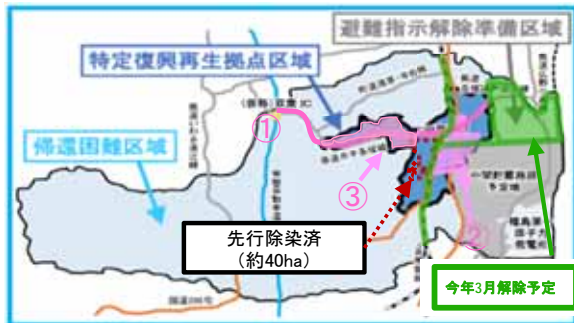


仮設灰処理施設：機器据付

特定復興再生拠点区域の概要

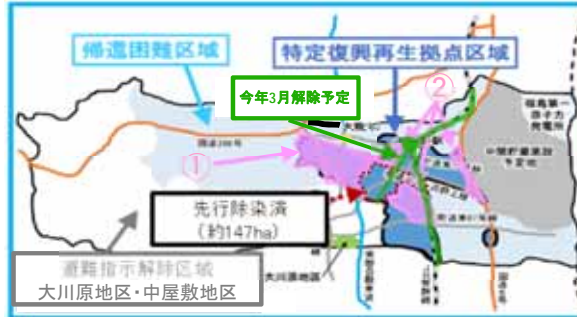
- 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長は、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成し、これを内閣総理大臣が認定。計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す。
- 計画が認定されたすべての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村）において、家屋等の解体・除染等工事を実施中。
- 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除することが同年1月に決定。

双葉町(2017.9.15認定、約560ha)



- 【工事状況】:2017.12.25着工
- ①復興シンボル軸(解体55件、除染約7ha): 実施中
 - ②駅東地区(解体640件、除染約90ha): 実施中
 - ③羽鳥地区等(解体200件、除染約120ha): 実施中

大熊町(2017.11.10認定、約860ha)



- 【工事状況】:2018.3.9着工
- ①下野上西地区(解体460件、除染約160ha): 実施中
 - ②駅周辺西地区、国道6号線沿線、下野上南地区(解体300件、除染約140ha): 実施中

浪江町(2017.12.22認定、約660ha)



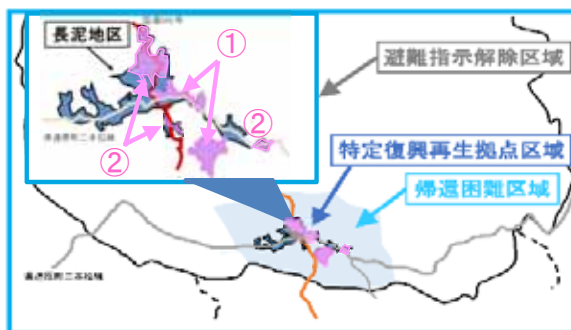
- 【工事状況】:2018.5.30着工
- ①一部道路の除染等工事(除染約4ha): 完了
 - ②室原、末森、津島地区(解体160件、除染約290ha): 実施中

富岡町(2018.3.9認定、約390ha)



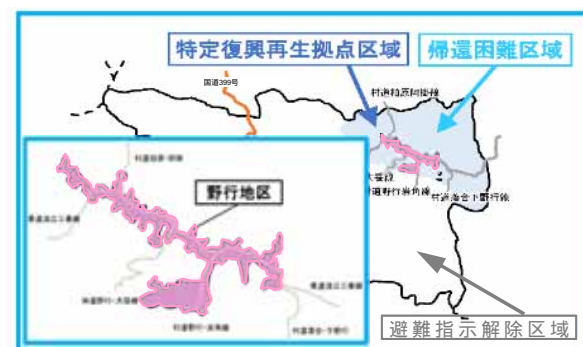
- 【工事状況】:2018.7.6着工
- ①夜ノ森駅周辺(除染約0.3ha): 完了
 - ②拠点北地区(解体300件、除染約81ha): 実施中
 - ③拠点南地区(解体200件、除染約102ha): 実施中

飯館村(2018.4.20認定、約190ha)



- 【工事状況】:2018.9.28着工
- ①長泥地区の居住促進ゾーン(解体20件、除染約31ha): 実施中
 - ②国道東側地区(解体50件、除染約28ha): 実施中

葛尾村(2018.5.11認定、約95ha)



- 【工事状況】:2018.11.20着工
- ①野行地区(解体33件、除染対象全域): 実施中

※一部周辺地区においても解体・除染工事等を実施中
※ピンク塗部分は解体・除染を現在実施中のエリア

双葉町の最近の取組

- 双葉町では、2020年3月4日に、環境省が除染を実施した避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域の一部区域において、町内で初めてとなる避難指示解除が予定されている。
- 解除予定地である中野地区復興産業拠点では、新たな企業の立地準備が進むなど、産業創生の取組も開始している。
- 2020年2月9日、小泉環境大臣は、双葉駅前や中野地区復興産業拠点を視察し、伊澤双葉町長から町の復興に向けた取組について直接説明を受けた。伊澤町長からは、中野地区復興産業拠点に立地予定の企業が製造しているタオルの紹介も受けた。



双葉駅前伊澤双葉町長から復興の取組の説明を受ける小泉大臣

福島再生・未来志向プロジェクトの進捗状況

「福島」×「脱炭素・資源循環・自然共生」

基本的な考え方

- 福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生といった環境省の得意分野と福島との連携を深め、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。
- 環境省事業を効果的に組み合わせ、また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元に寄り添いつつ、分野横断的な政策パッケージを戦略的に展開。

産業創生への支援

<なりわいの復興>

- 福島イノベーションコースト構想の下、資源循環型産業の創生を支援。2019年7月に地元企業を含む共同事業として不燃物リサイクル施設の建設に着手



- 先端リサイクル技術の実証や事業化に向けた取組を推進（使用済み太陽光パネルのリサイクルや、人工知能を使った自動選別システム等）

使用済み太陽光パネルの先端リサイクル技術の例

ふくしまグリーン復興への支援

<自然資源活用による復興>

- 2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進



尾瀬沼ビジターセンター完成予想図

- 環境にやさしいツーリズムやCO₂排出の少ない

交通技術の活用を検討

脱炭素まちづくりへの支援

<暮らしの復興>

- 脱炭素社会の実現に向けた新たなまちづくりを支援
- 2019年度は、暮らしの足を確保するバスシェアリング、ソーラーシェアリングやバイオマスによる地域エネルギーシステム、スマート農業や人工知能の活用等のF S調査5件を実施中



地域活性化への支援

<リスコミ・情報発信による復興>

- 特定廃棄物埋立情報館「リプルんふくしま」等を活用し、ホープツーリズムに貢献
- 楡葉町で首都圏等の学生のボランティアによる「米作り」を開催、富岡町で「えびす講市」を共催
- 新宿御苑で行われるイベント開催時に出展し、福島マルシェの開催に協力



リプルんふくしま内



楡葉町における田植イベントの様子

情報発信

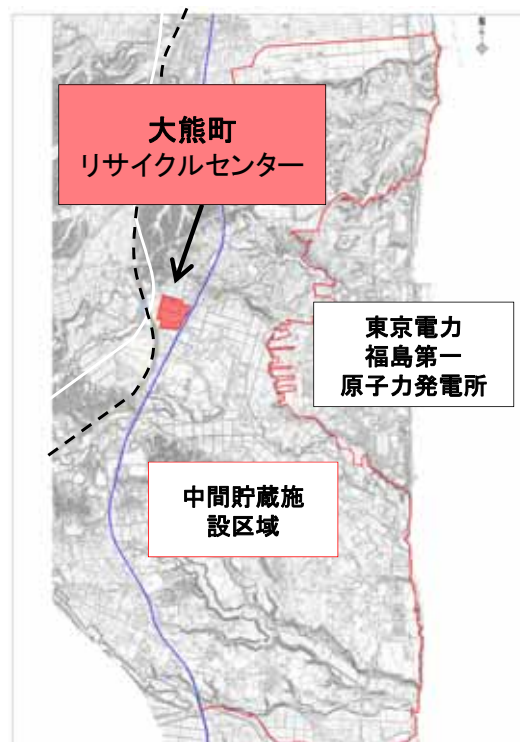
<福島再生・未来志向プロジェクト シンポジウム、現地見学会の開催>

- 2019年6月、環境省と国立環境研究所の主催により、自治体関係者や県内外の企業関係者ら約220名が参加。パネルディスカッションで、浜通り地域の現状と今後について議論が行われた。
- シンポジウムの翌日に、現地見学会（バスツアー）を実施し、復興再生拠点事業、まちづくりの活動、スマート農業の現場や、廃炉・環境再生事業関連施設の現場を見学。



大熊町リサイクルセンターの概要

- ふたばぐんおおくままちおつとざわおおあざちようじゃはら
- 設置箇所 : 双葉郡大熊町夫沢大字長者原
- 施設種類 : 不燃性廃棄物の中間処理(破碎・選別等)
- 処理対象 : 家屋等解体廃棄物、片付けごみ、廃家電、廃自動車、事業系廃棄物
- 施設規模 : 350トﾝ／日(約10万トﾝ／年)
- 施設主体 : 株式会社相双スマートエコカンパニー(民間合弁会社)
- 稼働予定 : 2020年予定



外観イメージ



ゼロカーボンシティの取組

- 環境省としては、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしており、2020年中に人口規模6500万人の達成を目指している。
- 福島県では、郡山市と大熊町がゼロカーボンシティを表明(2020年2月24日時点)。



小泉大臣との共同会見において、吉田大熊町長からゼロカーボン宣言が行われた(2020年2月)。

大熊町ゼロカーボン宣言のポイント

今後の取組として、以下のような具体的施策の検討を開始。

1. 創る
地域の再エネ創出(太陽光、風力等の自然エネルギー)
2. 廻る
地域内循環システム構築(スマートコミュニティ、再エネ100%産業拠点、地域新電力等)
3. 甦る
還流した収益を未来に再投資(まちづくりの担い手の活動や子供たちの教育支援)